

石川県公報

令和2年3月31日(火曜日)

号 外

(第33号)

目 次

規 則	告 示
○石川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課) 1	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域 の指定 (廃棄物対策課) 1

規 則

石川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

石川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

石川県県営住宅条例施行規則(昭和五十九年石川県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「の届出」を削り、同条第二項中「場合」の下に「、連帯保証人が弁済した債務の金額が条例第十一条第三項に規定する極度額に達した場合又は入居者が指定保証業者(家賃債務保証業者のうち、同条第四項の規定により知事が指定したものをいう。以下この条において同じ。)と締結した保証委託契約が終了した場合」を加え、「連帯保証人の変更」を「新たな連帯保証人の連署する請書の提出又は指定保証業者との保証委託契約の締結」に改め、同条第三項中「請書」の下に「又は指定保証業者との保証委託契約の締結を証する書面」を加える。

別記様式第一号中「罫」を「罫」に、

申込住宅名	申込理由(詳細に記入してください。)
第 種	

を

申込住宅名	申込理由(詳細に記入してください。)

に改める。

別記様式第一号中「原状回復します」を「原状回復するとともに畳の表替え、ふすま及び障子の張替えをします」に改め、3の次に次のように加える。

4 連帯保証人の極度額 円

附 則

- この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の第六条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に連帯保証人となる者に適用し、同日前に連帯保証人となった者については、なお従前の例による。

告 示

石川県告示第118号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のと

おり指定する。

令和2年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
16	白山市倉部町237番1、237番2、237番3、237番4、238番1、238番2、238番3、238番4、239番1、239番2、239番3、239番4、240番1、240番2、240番3、240番4、240番5、240番6、240番7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第3号イに掲げる埋立地